# 障害者活躍推進計画

更別村農業委員会事務局

（令和７年３月策定）

| | |
|---|---|
| 機　　関　　名 | 更別村農業委員会事務局 |
| 任　命　権　者 | 更別村農業委員会長 |
| 計　画　期　間 | 令和７年４月１日～令和12年３月31日（５年間） |
| 障害者雇用に関する課題 | 更別村農業委員会事務局においては、更別村からの出向による一般職常勤職員２名の小規模な機関であり、農業委員会事務局による募集・採用は行っていない。<br>このため、一般職常勤職員の雇用推進については、更別村と連携のうえ推進する。 |
| **目　　標** | |
| １．採用に関する目標 | ○現在は、更別村からの出向職員であることから計画期間内においては、直接の採用を行う予定はないが、更別村と連携のうえ障害者雇用の推進に努める。 |
| ２．定着に関する目標 | ○雇用障害者は在籍しないが、新たに採用した場合には不本意な離職を極力生じさせない。 |
| **取組内容** | |
| １．障害者の活躍を推進する体制整備 | ○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。<br>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 |
| ２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○障害者一人ひとりの特性・能力等を把握し、本人に合った職務の選定及び創出に努めるとともに、更別村とともに障害者が活躍できる職場づくりに努める。 |
| ３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | （計画期間内において職員を採用しないことが確実に見込まれることから未記載とする。） |

| | |
|---|---|
| ４．その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。<br>○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売の促進に対する活動に協力する。 |